

農業委員会だより

回覧

令和8年3月2日発行
指宿市農業委員会

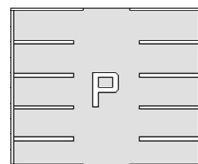
農地転用の申請について

農地を農地以外のものに転用する場合は、農地法第4条又は第5条に基づき、農業委員会へ申請を行い、許可を得ることが必要です。農業委員会からの許可なく転用を行うと、違反転用として、許可の取り消し・許可条件の変更・工事の中止・原状回復命令等の対象となります。農地転用を行う前に、必ずご相談ください。

1 転用とは

農地を農地以外のものにすることを「農地転用」といいます。

例えば、住宅（宅地）、駐車場、資材置場、畜舎などに土地利用を変更することです。



2 農地法第4・5条について

転用を行うためには、農地法による2つの申請があり、状況に応じて申請を行う必要があります。

第4条・・・自分の農地を農地以外のものに転用する場合

第5条・・・他人が所有する農地を買って（あるいは借りて）農地以外のものに転用する場合（※場合によっては、許可できない農地もあります。）

3 申請方法について

農地法の規定による許可申請は、毎月25日（25日が休日の場合はその前後の開庁日）に開催する総会で審議します。

申請に基づき、書類の審査や現地確認調査も行いますので、申請書提出は毎月月末締め切りでお願いしています。月末までに提出された申請は、翌月25日の総会で審議されることとなります。（※月末が休日の場合は、直前の開庁日が締め切りです。）

申請書や必要書類については、指宿市ホームページに掲載されています。

ファミリー農園入園者募集中！



農業委員会では、市民の皆様にも農作業を通じて農業への理解を深めていただくためにファミリー農園の仲介及びあっせんを行っています。

野菜や花を育ててみたい方、親子で農業体験したい方など、あなただけの農業ライフを始めませんか。入園は申込順となりますので、お早めにご連絡ください。（お手続きには印鑑が必要です。）

- 農園所在地 指宿市十二町字山王平3464番1
(国立病院前交差点を鹿児島市方面へ約200m 国道沿い左側)
- 入園料 年間1,000円(1区画)
- 区画数 12区画のうち残り3区画(1区画約30㎡) ※令和8年2月27日時点

農用地あっせん情報

令和8年1月26日委員会承認

所在	希望地目		面積 (㎡)	希望 内容	所在	希望地目		面積 (㎡)	希望 内容
	登記	現況				登記	現況		
池田字日影平	畑	畑	1,503	売渡	山川成川字谷後	田	田	311	売渡
山川福元字折口	畑	畑	809	売渡	山川成川字谷後	田	田	356	売渡
山川福元字中尾	畑	畑	526	売渡	山川岡児ケ水字戸ケ峯	畑	畑	5,616	売渡
山川小川字小野原	畑	畑	1,845	売渡	山川岡児ケ水字戸ケ峯	畑	畑	744	売渡
山川浜児ケ水字長迫	畑	畑	397	売渡	山川岡児ケ水字戸ケ峯	畑	畑	710	売渡
山川浜児ケ水字水洗	畑	畑	523	売渡	山川岡児ケ水字戸ケ峯	畑	畑	1,423	売渡
山川浜児ケ水字柳ケ谷	畑	畑	476	売渡	山川岡児ケ水字戸ケ峯	畑	畑	773	売渡
山川浜児ケ水字馬場	畑	畑	932	売渡	山川岡児ケ水字長崎	畑	畑	385	売渡
山川浜児ケ水字馬場平	畑	畑	568	売渡	山川岡児ケ水字長崎	畑	畑	500	売渡

※農地を買う場合や借りる場合は、認定農業者、認定新規就農者等が優先されます。また、すでにあっせんが成立している場合はご了承ください。

※詳しくは、お近くの農業委員、農地利用最適化推進委員又は農業委員会事務局へお問い合わせください。

各種申請受付締切 3月31日(火) 第22回農業委員会総会開催日4月24日(金)

【お問い合わせ先】 指宿市農業委員会事務局 TEL 22-2111

内線番号 農地総務係5721 振興係5723 地域計画係5724